

広島県告示第六百五十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年八月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	指定年月日
ポシブル医科学株式会社	大阪府大阪市中央区日本橋一丁目一七番一七号	ポシブルJR三原駅前店	介護予防通所介護	平成二五年八月一日
社会福祉法人広谷福祉会	府中市広谷町三九一番地	リハビリ型セーフティー信和デイサービスセンター	介護予防通所介護	平成二五年八月一日
株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目六番一号	ツクイ東広島西条	介護予防通所介護	平成二五年八月一日
日本基準寝具株式会社	広島市安佐南区大町東二丁目一五番二号	エコール・デイ西条	介護予防通所介護	平成二五年八月一日
社会福祉法人興仁会	東広島市豊栄町能良四一三番地	特別養護老人ホーム豊邑苑	介護予防短期入所生活介護	平成二五年八月一日
株式会社ななかわ	廿日市市上平良一九六番地	ちよびつと訪問	介護予防訪問介護	平成二五年八月一日
社会福祉法人エフアイジイ福祉会	安芸郡府中町柳ヶ丘二〇番二号	ヘルパーステーションチェリーゴード石井城	介護予防訪問介護	平成二五年八月一日